

オオクチバスの取扱いについて（案）

オオクチバス小グループ

本小グループでは、オオクチバスによる生態系等への被害の実態、分布抑制対策、規制の効果、防除の考え方等について4回の会合を重ねて議論を行ってきた。

以下、小グループとしてのこれまでの検討結果を報告する。

オオクチバスの全国的な分布実態や大きな水域における生態系への影響のメカニズムについては、必ずしもその全貌が解明されているわけではないが、これまでの本小グループでの検討の過程で得られた知見の蓄積により、オオクチバスは、地域的な在来生物の絶滅をもたらすこと、在来生物の生息環境に著しい変化をもたらすこと、生物群集や種間関係の著しい変化をもたらすことから、生態系へ被害を及ぼすものであることを否定することはできない。また、水産業へも一定の被害があるとの報告がある。ただし、被害の状況については、これ以外に環境改変等の影響があること、個々の水面によって差異があり一律にとらえられるものではないこと、に留意が必要である。

46都道府県において漁業調整規則に基づき内水面への移植禁止措置が取られているにも関わらず、いまだに新たな水域でオオクチバスが発見される事例があり、その原因は不明とする意見もあるものの、これまでの知見によれば、人為により持ち込まれていると推定するのが妥当であると考えられる。

このような状況も踏まえ、オオクチバスのこれ以上の分布の拡大等を抑制する必要があることについて、共通の認識となっている。こうした面に全国的に的確に対応できる法令として、対象となる生物の輸入、飼養、運搬、保管、譲渡譲受等を規制することができる「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「本法」という。）があり、本法はこの面で効果的な枠組みである。その際、芦ノ湖等4水面については、第5種共同漁業権が設定されていることに配慮が必要となる。なお、本法は、釣りそのものやキャッチアンドリリースを禁止するものではないこと、また、いわゆる適正に管理された釣り堀に関しては、特定外来生物被害防止基本方針（以下、「基本方針」という。）において「許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業」は許可の対象とされていることに留意が必要である。

すでにオオクチバスが分布している全国各地の多くの水面について、生態系等への被害の状況にはそれぞれ差異があり、地域によっては防除のための活動に着手しているところも多くあるが、一方、水面によってはオオクチバスを釣りの対象とし

て多くの利用者が存在するという現実がある。

こうした状況において、釣り関係者からは、今すぐにオオクチバスが特定外来生物に指定されると釣り人の間に混乱が生じるおそれがあるとの指摘があり、上述のような状況において、どのような水面でどのような防除を行っていくのか、直ちに防除に着手する必要のないのはどのような水面なのか等について、あらかじめ一定の考え方・方向性を整理し示していくことが必要であると考えられる。

防除の基本的な考え方は基本方針に示されているところであり、被害の状況等を勘案して、完全排除、封じ込め、影響の低減等といった適切な目標を掲げるとともに、予算、人員、技術的可能性、地域事情等に応じて優先順位を付けつつ防除を実施していくことが必要となるものと考えられるが、防除に係る方向性・考え方を明らかにするために必要な、全国の水面の特性や被害の差異に応じた防除方法の考え方等については、いまだ情報・知見が十分ではない状況にある。

以上に鑑み、当小グループは、オオクチバスについて、以下のように取り扱うことを提案する。

- ・オオクチバスについては、広範に現に利用されている実態に鑑み、指定する前に、指定後の防除のあり方（どの水域について防除に着手するか等）について、予め準備を行うことが本法の円滑な運用と制度適用の実効性を確保するために適切である。
- ・被害防止のために不可欠な防除については、防除のための行動及び情報双方の観点から関係者が大同団結し、国民運動的に取り組んでいくことが重要であり、このため、防除対象水面の特定や実態等の把握を行うとともに、防除に係る指針についての共通認識を形成することに直ちに着手する。
- ・具体的には、学識経験者を中心に、環境省、水産庁、地方公共団体、漁業関係者、釣り関係者等による合同調査委員会の設置を決め、2月初めにも作業方針を決定、調査に着手する。調査委員会では、以下の作業を行う。

モデル防除事業実施を含めた防除の指針（どの水域において早急に防除を行うか、どの水域については直ちに防除を行う必要がないのか等）の策定

のために必要な現地調査及びケーススタディ分析を含めた全国の生息状況や被害状況の把握

普及啓発方針の策定

- ・オオクチバスによる生態系等に係る被害を防止することは喫緊の課題であり、本法の枠組みを活用することが重要である。上記の準備を経て、半年を目途に指定に向けた検討を進める。